

社会福祉法人 長門市社会福祉協議会 行動計画

子育てをする職員が安心して仕事ができるよう支援体制を整備し、全体が働きやすい環境となるよう取り組む。

1. 計画期間 令和2年4月1日から令和5年3月31日

2. 内 容

目標1：産前産後休業や育児休業、育児休業給付、育休中の社会保険料免除制度の周知や情報提供を行う。

〈策定〉

●令和2年11月～ 研修会の実施

目標2：子育てをする職員のサポート支援として、ファミリーサポートセンターなどの利用料を一部補助する制度を設ける。
また、職場内において一時預かりを支援できる場所、職員の配置を目指す。

〈策定〉

●令和2年 4月～ 職員（子育て中の職員対象）アンケート実施、検討開始

●令和3年 4月～ 管理職（支援体制について検討）

●令和4年 4月～ 職場内一時預かり場所の検討